

令和元年度守山市育英奨学生を追加募集

☎学校教育課 ☎・☎(582)1141 ☎(582)9441

☑保護者が市内に居住し、下記の学校に在学している人および外国の高等学校に留学を許可される見込みの人で、学資の支払いが困難であると認められる人(所得制限あり。基準額は家族構成や年齢によって異なります)。※本人、保護者が市税などを滞納している場合は事前に上記へご相談ください。

対象学校・貸与金額

対象学校	貸与金額	
	奨学金	留学支度金
高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年次)、専修学校(高等課程)	月額10,000円	—
大学(短期大学および大学院を含む)、高等専門学校(4~5年次、専攻科)、専修学校(専門課程)	月額27,000円	—
外国の高等学校に留学	—	300,000円

☑6月3日(月)~7月1日(月)に提出書類を直接学校教育課へ提出。

提出書類(奨学生願書、学校長推薦調書、施設長等推薦書は学校教育課で交付。または市ホームページからもダウンロード可)

奨学生願書、学校長推薦調書、施設長等推薦書(児童養護施設に入所している人または里親に養育されている人のみ)、住民票記載事項証明書(申請者、保護者および連帯保証人の世帯全員のもの)、平成31年度(平成30年分)課税(非課税)証明書(申請者が属する世帯のうち、所得のある人全員)

※児童養護施設などに入所している人や里親に養育されている人などは、保護者および連帯保証人がいないまたは立てられない場合でも申請できます。詳しくは、学校教育課へお問い合わせください。

☑2学期(8月分)から貸与します。入学支度金の貸与はありません。

<参考>

所得基準額(例)は次のとおりです。

- ・4人家族[父・母(40代)、高校生、中学生]で給与収入の場合、世帯の合計収入が約650万円未満
- ・5人家族[父・母(40代)、大学生、高校生、中学生]で給与収入の場合、世帯の合計収入が約700万円未満

児童手当・特例給付現況届は6月中に提出してください

☎こども家庭相談課 ☎(582)1159 ☎(582)1138



現在、児童手当・特例給付を受給している人は、本市から送付する「児童手当・特例給付 現況届」を6月中に提出してください。提出がない場合、6月分以降の手当は支給できません。

本年5月以降に転入または第1子を出産した人は、今回の現況届の提出は不要です。

公務員の人は勤務先から支給されます。手続方法などは勤務先に確認してください。

提出方法 6月28日(金)までに同封の返信用封筒で郵送(必着)または直接上記へ。

☑記入方法などは、同封の記入要領をご覧ください。